

安全データシート

【1 製品及び会社情報】

住 所	大阪市鶴見区放出東 1-7-13
会 社 名	都インキ株式会社
担当部門	生産部 技術課
担当者	中田 敦嗣
電話番号	06-6961-0101
FAX 番号	06-6961-0303
緊急連絡先	06-6961-0101
作成・改訂	平成 29 年 4 月 21 日
整理番号	Z-53-05

製品名 マジックリンス

【2 危険有害性の要約】

GHS分類

引火性液体	区分 3
急性毒性（経口）	区分外
急性毒性（経皮）	区分外
急性毒性（吸入—ガス）	分類対象外
急性毒性（吸入—蒸気）	分類できない
急性毒性（吸入—粉塵、ミスト）	区分外
皮膚腐食性・刺激性	区分 2
眼刺激性	区分外
呼吸器感作性	分類できない
皮膚感作性	分類できない
生殖細胞変異原性	区分外
発がん性	区分 2
生殖毒性	分類できない
特定標的臓器・全身毒性	
(単回暴露)	区分 3
(反復暴露)	分類できない
吸引性呼吸器有害性	区分 1
水生環境急性有害性	分類できない
水性環境慢性有害性	分類できない

ラベル要素



絵表示又はシンボル

注意喚起語 危険

危険有害性情報

引火性の高い液体及び蒸気

飲み込みと有害

皮膚に接触すると生命に危険

吸入すると生命に危険

強い眼刺激

皮膚刺激

遺伝性疾患のおそれ

生殖能または胎児への悪影響のおそれ

臓器（全身、神経、腎）の障害

臓器（視覚器）の障害のおそれ

長期にわたる、又は反復ばく露による臓器（肝）の障害

長期にわたる、又は反復ばく露による臓器（神経）の障害

注意書き

安全対策

すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

火気のある場所、火花や静電気を発生するもの、高温熱源等の付近では、絶対に使用しないこと。

また、電気設備や電気機器は防爆構造とし、機器類は全てアースをとること。

静電気対策を行い、帯電防止作業服、静電安全靴等を着用すること。

取扱い作業場所では、密閉設備又は局所排気装置を設けて、十分に換気を行うこと。

保護手袋、保護眼鏡、保護面等、保護具を着用すること。

ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。

中身を容器から出し入れする場合は、周囲にこぼれないように十分注意すること。

取扱い後は手洗い、うがい等を行うこと。

環境への放出を避け、容器を密閉しておくこと。

指定された用途以外（シンナー遊び等）には使用しないこと。

緊急時対応

火災の場合には適切な消火方法をとること。（粉末、炭酸ガス、泡、等）

漏洩の場合には、速やかに適切な方法で回収すること。

吸入した場合、空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

ばく露又はその懸念がある場合、気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。
コンタクトレンズを容易に外せる場合は外して洗うこと。
眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。
皮膚（又は毛髪）に付着した場合、直ちに、すべての汚染された衣類を脱いで取り除き、
多量の水と石鹼で洗うこと。
汚染された保護衣を再使用する場合には洗濯すること。
皮膚刺激があれば、医師の診断、手当てを受けること。
飲み込んだ場合、無理して吐かせないこと。
直ちに医師の診断、手当てを受けること。

保管

容器を密閉して涼しく換気の良いところで施錠して保管すること。
子供の手の届かないところに保管すること。

廃棄

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

【3 組成及び成分情報】

物質の特定	混合物
	石油系炭化水素 80% CAS No. 8008-20-6
	乳液 20% CAS No. 68412-54-4
化学式又は構造式	混合物なので特定できない。
官報公示整理番号	(9) - 1 7 0 2 (灯油)
国連分類及び国連番号	1 2 2 3 (灯油)
危険有害成分	P R T R 法 政令番号 80 キシレン (1.3%) 政令番号 296 1.2.4-トリメチルベンゼン (1.5%)

【4 応急措置】

吸入した場合

新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
医師の診断、手当てを受けること。
気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。

皮膚に付着した場合

汚染された衣類を脱ぎ、多量の水と石鹼で皮膚を速やかに洗浄すること。
皮膚刺激があれば、医師の診断、手当てを受けること。
医師の診断、手当てを受けること。
汚染された保護衣を再使用する場合には洗濯すること。

眼に入った場合

水で数分間、注意深く洗うこと。

コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。
その後も洗浄を続けること。
目の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。
医師の診断、手当てを受けること。

飲み込んだ場合

口をすすぐこと。
この液体は肺に入ると化学性肺炎の危険が増すので、吐き出させてはならない。
医師の診断、手当てを受けること。
気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

【5 火災時の措置】

消火剤

二酸化炭素、粉末消火剤、噴霧水、耐アルコール性泡消火剤

使ってはならない消火剤

棒状注水

特有の危険有害性

加熱により容器が爆発するおそれがある。
火災によって刺激性、毒性、又は腐食性のガスを発生するおそれがある。
引火性の高い液体及び蒸気である。

特有の消火方法

危険でなければ火災区域から容器を移動する。
移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。
消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。

消火を行う者の保護

風上から消火する。
消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

【6 漏出時の措置】

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。
直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。
関係者以外の立入りを禁止する。
作業者は適切な保護具（「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照）を着用し、
眼、皮膚への接触やガスの吸入を避ける。
風上に留まる。
低地から離れる。
密閉された場所に立入る前に換気する。

環境に対する注意事項

河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。

環境中に放出してはならない。

回収、中和

乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。

吸収したものを集めるとき、清潔な帯電防止工具を使用する。

大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。

封じ込め及び浄化の方法・機材

危険でなければ漏れを止める。

漏出物を取扱うとき用いる全ての設備は接地する。

二次災害の防止策

すべての発火源を速やかに取除く（近傍での喫煙、火花や火炎の禁止）。

排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

【7 取扱い及び保管上の注意】

取扱い

技術的対策

「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

局所排気・全体換気

「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行なう。

安全取扱い注意事項

すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。

周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。

容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。

接触、吸入又は飲み込まないこと。

眼に入れないこと。

取扱い後はよく手を洗うこと。

屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

環境への放出を避けること。

接触回避

「10. 安定性及び反応性」を参照。

保管

保管条件

熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。禁煙。

酸化剤から離して保管する。

容器は直射日光や火気を避けること。

容器を密閉して換気の良い冷所で保管すること。

施錠して保管すること。

混触危険物質

「10. 安定性及び反応性」を参照。

容器包装材料

消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

【8ばく露防止及び保護措置】

管理濃度

規定なし

許容濃度

記載なし

設備対策

蒸気の発生源や取扱い作業場所には、密閉系設備または局所排気装置等を設ける。

防爆の電気・換気・照明機器を使用すること。

静電気放電に対する予防措置を講ずること。

この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。

保護具

呼吸器の保護具

適切な呼吸器保護具を着用すること。

手の保護具

適切な保護手袋を着用すること。

眼の保護具

適切な眼の保護具を着用すること [保護眼鏡 (普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)]。

皮膚及び身体の保護具

適切な保護衣、保護長靴、顔面用の保護具を着用すること。

衛生対策

取扱い後はよく手を洗うこと。

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

【9物理的及び化学的性質】

当該化学物質等の外観

物理的状态	無色の液体
臭い	石油臭
Ph	なし
融点・凝固点	-65℃以下
沸点、初留点及び沸騰範囲	200℃以上
引火点	60℃
燃焼又は爆発範囲の上限・下限	データなし
蒸気圧	なし
蒸気密度	なし

比重（相対密度）	0.81
溶解度	データなし
n - オクタノール／水分配係数	データなし
自然発火温度	なし
分解温度	データなし
臭いのしきい値	データなし
蒸発速度	データなし
燃焼性（固体、ガス）	データなし

【10 安定性及び反応性】

安定性

通常の手扱いにおいては安定である。

危険有害反応可能性

情報なし。

避けるべき条件

加熱。高温。

混触危険物質

引火性固体。

危険有害な分解生成物

蒸気密度は空気より重く、低所に滞留して爆発性混合ガスを形成しやすい。

【11 有害性情報】

急性毒性	経口 ラット LD50 1746mg/kg (雄)2410mg/kg 吸入 ラット LC50 2.4mg/L/4H(486ppm/4H) 蒸気(雌) 吸入 ラット LC50 2.2mg/L/4H(450ppm/4H) ミスト(雌) 経皮 ウサギ LD50 99mg/kg 435mg/kg 610mg/kg
皮膚腐食性・刺激性	ヒトで皮膚への接触により刺激性が認められた。 痂皮と浮腫を伴う重度の紅斑がみられている
眼に対する重篤な損傷・刺激性	ウサギの眼に対し重度の刺激性が認められるが 回復性がある。
生殖細胞変異原性	ラット及びマウスにおける優勢致死の報告及び マウス生殖細胞における異数性誘発の報告があ る。
発がん性	IARC はグループ 3（ヒト発がんには分類されない

生殖毒性	物質)。ACGIH はグループ A3（動物発がん性が確認され、ヒトとの関連は不明な物質）に分類している。アルコールの習慣的な大量摂取によりヒト胎児に対する奇形その他の悪影響が多数報告されている。
特定標的臓器・全身毒性－単回暴露	ヒトでエタノールの経口摂取により中枢神経系に急性中毒作用を及ぼし、死に至ることがある。ヒトで 5000ppm（9.4mg/L）の吸入により気道刺激性、昏迷、病的睡眠を起こす。
特定標的臓器・全身毒性－反復暴露	ヒトでアルコールの長期大量摂取によりほとんど全ての器官に障害を起こすが、最も悪影響を与える標的臓器は肝臓である。障害は脂肪変性に始まり、壊死と線維化を経て肝硬変に至る。
吸引性呼吸器有害性	ヒトで誤嚥により化学性肺炎をおこす。

【1 2 環境影響情報】

環境影響・生態毒性

水生環境急性有害性	甲殻類(グラスシュリンプ) LC50 5.4mg/L/96H
残留性・分解性	データなし
生体蓄積性	データなし
土壤中の移動性	データなし

【1 3 廃棄上の注意】

残余廃棄物

廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。

都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。

廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。

汚染容器及び包装

容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

【1 4 輸送上の注意】

国際規制

海上規制情報	IMOの規定に従う。
UN No.	1993
Proper Shipping Name	FLAMMABLE LIQUID, N. O. S.

Class	3
Packing Group	II
航空規制情報	I C A O / I A T A の規定に従う。
UN No.	1993
Proper Shipping Name	FLAMMABLE LIQUID, N. O. S.
Class	3
Packing Group	II

国内規制

陸上規制情報	消防法、道路法の規定に従う。
海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
国連番号	1993
品名	引火性液体類
クラス	3
容器等級	II
航空規制情報	航空法の規定に従う。
国連番号	1993
品名	引火性液体類
クラス	3
容器等級	II

特別の安全対策

当該製品が転落し、又は製品を収納した運搬容器が落下し、転倒もしくは破損しないように積載すること。

製品又は製品を収納した容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬すること。

製品の運搬中、内容物が著しく漏れる等災害が発生するおそれがある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずると共に、もよりの消防機関その他の関係機関に通報すること。

輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。

重量物を上積みしない。

【15 適用法令】

消防法

危険物第四類第二石油類

労働安全衛生法

危険物(引火性の物)

通知対象物、灯油、キシレン、トリメチルベンゼン

表示対象物、キシレン

廃棄物の処理に関する法律

産業廃棄物規制

水質汚濁防止法
油分排出規制
海洋汚染防止法
油分排出規制
下水道法
鉍油類排出規制
船舶安全法
引火性液体類
航空法
引火性液体類
P R T R法
第一種指定化学物質、キシレン、トリメチルベンゼン
港則法
引火性液体類
道路運送車両法
危険物、爆発性液体

【16 その他の情報】

参考文献

「14102の化学物質」化学工業日報社
「化学品安全管理データブック」
「GHS対応SDSラベル作成ガイドブック」社団法人日本塗料工業会
各原料のSDS

その他

本書の内容は、法規改正、新しい知見や情報入手、試験等により改訂されることがあります。記載内容は現時点で入手出来た資料や文献等の情報に基づいて作成しておりますが、記載のデータや評価に関しては如何なる保証をなすものではありません。

全ての化学製品には、未知の危険性や有害性が有り得るため、取扱いには細心の注意が必要です。

本書には通常危険性や有害性について記載してありますが、記載内容以外の危険性や有害性が存在しないことは保証出来ません。

記載事項は通常取扱いを対象としたものであり、特殊な取扱いをする場合には、新たに用途、用法に適した安全策をご実施の上、取扱い願います。